

3福保感事第2535号  
3福保医救第628号  
令和3年9月2日

分娩取扱診療所 } 管理者 殿  
産科を標榜する診療所 }

東京都福祉保健局感染症対策部長

武田 康 弘

(公印省略)

東京都福祉保健局医療政策部長 事務取扱

福祉保健局理事 矢 沢 知 子

(公印省略)

**新型コロナウイルスに感染した妊婦の受入れ強化に向けた  
診療体制の確保について (要請)**

日頃より、東京都の周産期医療施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
また、新型コロナウイルス感染症への対応に格段の御尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

現下の災害レベルの非常事態というべき感染状況に総力戦で臨むため、令和3年8月23日付けで、厚生労働大臣と東京都知事連名により、都内医療機関等に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の2第1項に基づく協力の要請について」を発出したところです。

分娩取扱診療所及び産科を標榜する診療所におかれましては、上記の協力要請を踏まえ、新型コロナウイルスに感染した妊婦（以下「コロナ陽性妊婦」という。）の診療体制の一層の強化に向け、ワクチン接種や在宅医療、検査・診断等御協力いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

なお、周産期母子医療センター及び周産期連携病院、それ以外の分娩取扱病院に対し、別添の通知を行ったことを申し添えます。

記

1 ワクチン接種

区市町村が実施するワクチン接種等に積極的に御協力いただきますようよろしく申し上げます。

## 2 自宅療養者の相談・診察

かかりつけの妊婦が新型コロナウイルスに感染した場合、貴院に感染した旨を連絡するよう、かかりつけの妊婦に周知いただくとともに、感染症法第16条の2第1項に基づく協力の要請により、かかりつけのコロナ陽性妊婦への相談・診察（リモート含む。）を積極的に行っていただくようお願いします。

また、受診歴のないコロナ陽性妊婦からの相談や診察の対応にも積極的に取り組んでいただき、必要な場合、適切・迅速な入院につなげるよう、御協力をお願いいたします。

## 3 入院が必要な場合

相談・診察の結果、入院が必要とされる場合は、原則、保健所へ入院調整依頼を行ってください。ただし、緊急を要する場合には、ブロック内の周産期母子医療センターに連絡するなど、通常の周産期搬送ルールに従った対応をお願いいたします。

### 【問合せ先】

東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課周産期医療担当  
電話 03（5320）4378